

「愛知県沿岸部における津波・高潮対策検討会」設置要綱

(目的)

第1条

愛知県の沿岸部における防護対策のあり方を踏まえ、海岸保全施設についての総合的な評価を行い、今後の施設整備等の方針を検討するため、「愛知県沿岸部における津波・高潮対策検討会」（以下「検討会」）を設置する。

(検討内容)

第2条

愛知県沿岸部について、次の事項を調査検討する。

- (1) 愛知県沿岸部の高潮の特徴を踏まえた浸水予測
- (2) 愛知県沿岸部の津波・高潮を踏まえた、今後の総合的な防災対策（ハード整備、ソフト対策）
- (3) その他、この検討会の目的遂行のために必要な事項

(組織)

第3条

- 1 検討会は別表の委員をもって構成する。ただし、必要があるときは、委員長は検討会に諮って新たに委員を追加できる。
- 2 検討会は、必要に応じて、委員以外の者の参加を求めることができる。
- 3 高潮被害予測を実施するため、「高潮浸水予測図作成分科会」（以下「分科会」）を設置する。
- 4 検討会には、必要に応じて新たに分科会を設けることができる。

(委員長)

第4条

- 1 検討会に委員長を置き、委員の互選により選任する。
- 2 委員長は会務を総括する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(運営)

第5条

- 1 検討会は、委員長が必要と認める場合又は委員から要請があった場合に開催する。
- 2 検討会は、委員長が招集し、議長となる。

(分科会)

第6条

- 1 分科会は、委員長が指名する者で組織する。
- 2 第4条及び前条の規定は、分科会長及び分科会について準用する。この場合、「委員長」とあるのは「分科会長」と、「検討会」とあるのは「分科会」と、「委員」とあるのは「分科会委員」と読み替えるものとする。

(事務局)

第7条

検討会の事務局は、「愛知県沿岸部における津波・高潮対策検討会」事務局（主務としては愛知県建設部港湾課）が行う。

(検討会の結果の公表)

第8条

検討会の結果については、原則、公表するものとする。ただし、検討会の審議過程については非公開とする。

(その他)

第9条

この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、検討会に諮って別に定める。

附則

この要綱は、平成23年11月2日から施行する。